

弁護団声明

本日の判決は、防衛大学校における、学生間指導に伴う、防衛大の安全配慮義務を一般論として認めているものの、学生間の暴力等の実態を全く踏まえず、結局、安全配慮義務を有名無実化するものである。

判決は、自衛官としての指揮能力の養成等から、学生間指導は合理性があるとし、教官は個別の事象をすべて把握する必要はなく、組織としての安全配慮義務違反はないとし、本件各行為についての教官の予見可能性及び回避可能性があったとは言えない、と判示した。また、防衛大側は、繰り返し、暴力はいけないと教育してきた、日常的一般的に具体的な危険性について予見可能性がなかった、一連のいじめ行為ではない、被告学生ら間に共謀があったわけではない、と判示した。

その上で、判決要旨は、発達途上にある学生が学生間指導の趣旨を十分に理解せず、上命下服の意識の下に行動している、十分な指導能力が備わっていないまま、誤った理解に基づき、感情を抑えることができず、暴力や行き過ぎた指導等に及ぶ者が現れる危険性がある、とする。そして、学生間指導には必要性合理性が認められるものの、抽象的には上記のような危険性が内在しているが、この危険性は抽象的であるに過ぎない、と判示した。

判決は、問題が生じた際に、関係者からの事情聴取にとどまらず、他の情報との整合性を吟味するなどして、積極的に対応することが望ましいこと、教官の対応は、学生の自主自立を重んじようとする意識から、学生間の問題になるべく干渉しないという消極的なものでなかったかと疑問があり、原告の問題意識は理解できる、とは判示する。

しかしながら、原告の側が証拠として提出した資料から、学生間の暴力の事例が極めて多数頻発していることが明らかであるにも関わらず、抽象的な危険に過ぎない、予見可能性がないと断定することは、防衛大の学生間暴力の実態を直視するものではない。また、原告が提出した、補導便覧では、教官が学生を命令的に動かしてよい、監督者として毅然として接する必要があるとされているにもかかわらず、予見可能性がないなどとして、教官の責任を否定することは、防衛大の安全配慮義務を結局、空洞化させてしまっている。極めて不当な判決である。

以上